

平成30年 教育委員会第16回定例会 会議録

日 時 平成30年 9月25日 (火)

午後 3時00分～午後 3時54分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 報告

【子ども総務課】

(1) (仮称)くだんこどもひろばの設置について

(2) 第3回区議会定例会の報告

第 2 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(10月5日号)掲載事項

出席委員 (5名)

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員 (8名)

子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
副参事(特命担当)	新治 博
子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長	中根 昌宏
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纒片 淳一
指導課長	佐藤 友信
指導課統括指導主事	佐藤 達哉

欠席委員 (0名)

欠席職員 (3名)

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田教育長 皆さん、こんにちは。それでは、定刻になりました。
開会に当たりまして、まずは、傍聴者からの申請がございました場合には、傍聴を許可することをご了承いただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。
それでは、ただいまから平成30年教育委員会第16回定例会を開会いたします。
本日、教育委員の欠席はございません。全員出席でございます。
今回の署名委員は、金丸委員にお願いいたします。

金丸委員 わかりました。

坂田教育長 よろしくお願いいたします。
本日、事務局側でございますが、明日から本会議が始まるということで、両部長が議会対策に参加しております。そして、児童・家庭支援センター所長もその関係で、本日は遅れて出席ということでございます。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 報告

子ども総務課

- (1) (仮称)くだんこどもひろばの設置について
- (2) 第3回区議会定例会の報告

坂田教育長 それでは、早速ですが、日程から入らせていただきます。
本日は、議案はございません。報告案件が2件、そしてその他案件ということになっております。
それでは、最初の報告に入ります。
(仮称)くだんこどもひろばの設置についてということでございます。子ども総務課長より説明をお願いします。どうぞ。

子ども総務課長 それでは、(仮称)くだんこどもひろばの設置につきましてご報告を申し上げます。
まず設置場所でございますが、九段南一丁目借受地の一部、これは民間の所有します土地を、区が無償で借り受けるというものでございまして、こちらの詳細な図面につきましては、次の資料でご説明申し上げます。
こちらのくだんこどもひろば、面積につきましては、こちらに記載のとおり、くだんこどもひろばとして使用いたします面積は、1,826.97平米というところでございます。これはミニバスケットのコートをあわせて整備いたしますので、そこも含めての面積ということになります。

そして、整備の、供用開始に向けての具体のスケジュールでございますが、来年3月上旬に、利用者と関係の皆様には周知を図りながら、3月末にこの整備の工事が完了いたしまして、新年度早々から供用を開始したいというところでございます。

こちらの利用目的でございます。こちらにつきましては、これまでの子どもの遊び場と同じく、小学生などが、子どもたち同士で自由にのびのびとボール遊びができるような、そういった遊び場環境を確保するものでございまして、あわせて、園庭のない区内保育所等の代替園庭として活用いたしまして、園児の保育環境を改善するという目的でございます。

なお、利用の日時でございますが、こちらは、まだあくまでも予定として私どもが想定しております利用日時でございますが、確定したものではないんですが、できれば毎日、平日、土日を含めて、午前9時から午後5時まで、こちらをオープンしたい。なお、代替園庭として利用する場合には、月曜から土曜の午前中を想定しているものでございます。

なお、利用対象につきましては、これも、これまで子どもの遊び場として整備してきたものと同じでございますが、原則として小学生以下の子ども及びその同伴者、また、代替園庭として利用いたしますのは、保育所等の未就学児を対象とする施設でございます。

ただ、この利用者につきましては、あくまでも小学生以下のお子さんというのは原則でございますので、より学齢の高いお子さんが来た場合も、これは当然ご利用いただけるというふうに考えております。

続きまして、具体のこちらの図面、そして機能でございます。

こちらにご用意した資料のとおり、このグリーンのゾーンにつきましては、こちらは人工芝を敷設いたしまして、子どもの遊び場ゾーンとしてはボール遊びのエリア、そして遊具を設置いたしまして、遊具のエリアという形で、それぞれ機能させたいと考えています。そして、先ほど触れましたミニバスエリア、これはミニバスケットがゲームとして実施できるような、そういったバスケットコートとして整備いたしまして、バスケットのゴールも設置するというものでございます。

なお、こちらの子どもの遊び場ゾーンと、このミニバスエリア、若干段差がございまして、ミニバスエリアのほうが少し下に下がるような、そういったような形になっております。

また、こちらにはドライミスト、いわゆる熱中症対策といえますか、夏季に暑さの対策の一環としてドライミストが噴霧できるような、そういった装置もここに設置するという予定でございます。

こちらにつきましては、資料のご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ということでございます。

31年から。これで、こどものひろばというのは、何カ所目ということになるのでしょうか。

子ども総務課長

これで、現在8カ所整備しておりますので、これで9カ所目になります。

坂田教育長 はい。ほとんどが民間あるいは他の所有者の土地を借りてということでしたっけ。

子ども総務課長 はい。これまで整備をしまいいりました、こちらの子どもの遊び場の土地につきましては、まず、公園が4カ所、外濠公園グラウンド、芳林公園、和泉公園、そして今、改築工事中ですが、東郷元帥記念公園と。そして、廃校の跡地の校庭を活用しておりますが、旧永田町小学校と旧今川中学校、そして、国の土地を借用しておりますのがふじみこどもひろば、そして最後に、ここも廃校跡地でございますが、小川広場と。このような土地の状況でございます。

坂田教育長 ありがとうございます。
何かご質問、ご意見、ございましたらどうぞ。
金丸委員。

金丸委員 この子どもの遊び場ゾーンの下側から右側にかけての点々が、メッシュフェンスと理解すればよろしいですか。

坂田教育長 はい。どうぞ。

子ども総務課長 この子どもの遊び場ゾーンの下側に破線がございますが、グリーンのこの表示のエリアに破線がございますけれども、例えば遊具エリア2との境ですとか、これがいわゆるメッシュフェンスでございますして、そのメッシュフェンスのさらに下のところ、これは仮囲いといったものでございます。

坂田教育長 ということでございます。
はい、どうぞ。

金丸委員 この場合のネットフェンスのない側は、何か仮囲いというふうに考えていいんですか。一番下側の斜線のところは、多分道路側との間の既設仮囲いということですよ。

子ども総務課長 はい。

金丸委員 そうではなくて、子どもの遊び場ゾーンと書いてあるところの上側に、実線で書かれていますね、左側に向けて。これは、これも仮囲いというふうに考えればいいんですか。

子ども総務課長 これ、なかなか見にくいんですけれども、ここもメッシュフェンスの仕様になっていて、要はこの敷地全体を仮囲いで、例えばこちらの一番下の外側ですとか、上段の部分が仮囲いになっていますが、ここはいわゆるメッシュフェンスでの区切りというふうに考えておりますが。

金丸委員 そのメッシュフェンスなんですけれども、高さはどれぐらいのなのかということですね。天井部分にもネットフェンスがくっついているのかどうか。

坂田教育長 はい。どうぞ。

子ども総務課長 はい。これ、メッシュフェンス、天井まで行くかどうかというのは、ちょっと、まだそこが詰め切っていないんですが。いわゆる防球ネットというような、そういう仕様といたしますか、そういったものも想定しておりますので、できれば天井も含めて囲って、ボールが飛び出さないような、そういうしつらえにしたいというふうに考えています。

金丸委員 ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。というのは、遊具エリアとの距離が余りないので、ボールがこれを超えて、遊具を使っている子どもに当たるといった危険性をやっぱり考えないといけないんじゃないかというふうに思いました。

坂田教育長 はい。どうぞ。

子ども総務課長 はい。ありがとうございます。ただいまご指摘のとおり、なかなかこの遊具エリアとも、距離的に余り離れておりませんので、そこは危険のないように配慮してまいりたいと思います。

坂田教育長 はい。

じゃあ、中川委員、お願いいたします。

中川委員 この下のほうの「目的、日時、利用者等」なんですが、利用目的と利用者というところ。①が小学生などは、子ども同士で自由にボール遊びができるということ、それから、②が、園庭のない保育所の代替とか、それ以外にも幼児連れのお子さんが来てもいいわけですね。

子ども総務課長 はい。そうです。

中川委員 それはいいんですけども、利用者のほうに、「原則として小学生以下の子ども及びその同伴者」ということと、それから、「保育所等の未就学児を対象とする施設」ということになると、上の小学生というのも利用者のほうに入れておかなきゃいけないんじゃないかなど。利用者の中に。

子ども総務課長 いわゆる小学生以下という表記は、小学生も含めてという意図なんですが。

俣野委員 「未満」は入らないけども、「以下」は入るということですか。

坂田教育長 小学生は入っていますね。入っているということですね。小学生とその同伴者、大人も。そして、あとは、次は施設になっているんで、保育園が子どもを連れてここに来て、ここで遊ばせるというケースと。これは時間帯が違うということですか。

子ども総務課長 この施設というのは、いわゆる保育所等の代替園庭としてのご利用ですが、こちらについては午前中を想定しておりますが、ただ、この午前中についても、子どもの遊び場としてのご利用もできるというふうに考えております。したがって、代替園庭のご利用と、子どもの遊び場としてのご利用が併存しているというふうに考えております。

坂田教育長 はい。

金丸委員 金丸委員。

金丸委員 よろしいでしょうか。代替園庭として使うということになると、できればこの部分は、例えば9時から12時まで、ほかの人たちは入れないようにしたほうが安全のような気もするんですけど、その点はいかがなものなんでしょうか。

坂田教育長 はい。総務課長。

子ども総務課長 こちらにつきましては、この代替園庭として活用する部分と、先ほどご質問にもございましたように、この子どもの遊び場ゾーンを区切っておりま

す。こういったメッシュフェンス等で区切りをいたしまして、子ども支援課のほうとも一応確認いたしまして、代替園庭としての利用と、子どもの遊び場ゾーンとしての利用と、これを併存させても大丈夫というふうな判断を現段階ではしているところでございます。

坂田教育長
子ども支援課長

はい。支援課長。

今、子ども総務課長からご答弁申し上げたことの補足でございます。

現実、代替園庭で、現在も午前中遊ばせていただいておりますが、そのときも、例えば夏休みであつたり長期のお休みであれば、小学生のお子さんたちとも一緒に併存して遊んでいるといったことも含めて、こういう形で、未就学のお子さんたちも、小学生のお子さんたちも遊ぶことは可能であろうというふうな判断をしてございます。

坂田教育長
俣野委員

はい。俣野委員。

この借地はいつまで借りられるんですか。あと、予算のことを聞いていいかどうかわからないんですけども、総額でどのぐらいかかっているんですか。結構人工芝って高いでしょう。

坂田教育長
子ども総務課長

はい。総務課長。

まず、借用の期間でございますが、区といたしましては、こちらを民間の所有者から無償で借り受けをいたしまして、借用期間は2023年3月までというところでございます。

ただ、こちらの土地を返還するに当たりまして、原状回復をする必要があるということでございまして、その工事期間を約3カ月ほど見ておりますので、実質的にここが供用、いわゆる使用ができる期間は、2022年12月までというふうに想定しております。

また、こちらの整備経費でございますけれども、予算上は、約2億円計上しているところでございますけれども、実質こちらの整備の経費としては、恐らく1億5,000万円以内におさまるといふふうに見込んでいるところでございます。

俣野委員
坂田教育長

ありがとうございました。

はい。ありがとうございました。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、こどもひろばの設置についてということでのご報告は以上とさせていただきます。

引き続きまして、報告の2番目です。第3回区議会定例会の報告ということでございます。

総務課長、引き続きお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、現在開会中の区議会第3回定例会の代表質問でございます。

まず会派が、自民党、そして新しい千代田、共産党、紡ぐ会、立憲、そして公明党、このような会派からご質問が出ているところでございまして、こちらにつきましては、ご質問の概要を記載している資料でございます。

教育委員会関係につきましては、小学校の整備ですとか、あるいは一部関係してまいります、文化財保護法の指定の扱い等でございます。

続きまして一般質問でございますけれども、議員各位から発言の通告と発言要旨が寄せられておりますので、それをまとめたものでございます。

こちらにつきましては、学校給食費無料化についてのご質問、それから学校整備におけるオープン教室の成果検証、それから学校における動物の飼育について、このようなご質問が教育委員会関係で出されているところでございます。

ご報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。今、答弁の調整をしておるところでございます、明日から始まります。

風水害、北海道の地震、気候変動も絡めて、大きな課題になっているところでありまして、災害に関する質問って相当出ているなという感じがします。

子ども部に関して言えば、小学校の整備の問題ですね。子どもの数が相当増えてきていて、今後どう対処するのかというようなことを議会のほうでも気になるところだということでございます。

これにつきましては、基本的には、今の中でやりくりをし、創意工夫をしながらということになるんですが、このままの状況でどんどん子どもが増えるということになったときは、根本的にどうするかという考えをめぐらさなければならぬという状況になってきているということです。

ただ、都心の場合は、ちょっと前までは激減していたわけですが、今は急増しているということで、その浮き沈みの変化のスパンが相当短いということもあり、どう判断したらよいかが大変難しいところです。しかしながら、できる限り細かい予測をしながら、対応していきたいということです。

あとは、文化財、権限そのものは教育委員会で法上持っていますけれども、その事務に関しては、区長部局のほうに補助執行という形で事務を行っているという形になっていきますので、そちらで基本的には答えるということになっています。

そうですね、次の4番目の岩佐議員の性的マイノリティへの理解促進ということで、この人権、差別解消というところではどんな取り組みをされているのかということをお聞かせいただけますので、それに対して真摯に答えていくということです。

俣野委員

この辺もやっぱり教育委員会の管轄になるんですか、LGBTとか。

坂田教育長

ええ。人権一般は人権課があるんですけども、教育現場ではと問われていますので、そこでは教育委員会が答えていくということになります。

そうですね、会派の代表質問では、基本、子ども部にかかわるところはそういうところでございます。

で、一般質問は、3番目の永田議員ですね、元号についてきちっと教育の中で取り扱っていくべきじゃないかというようなお話が出ています。

元号の使用を強制する法律ではなく、元号を公共団体に確実に使用しなさいとか、子どもたちに教えなさいみたいな話はないんですけども、指導要領の中では、憲法にも天皇の地位があるわけでございまして、折を見てきちんと説明しなさいみたいなことになっているようですので、こうしたことに対する問いということでございます。

あとは、8番の牛尾議員、11番で林議員、虐待から子どもの命と未来を守るとりくみというのと、学校給食費無料化についてということで、2つの問いが出ております。

これも、深刻化する児童虐待ということに関連しての区の取り組み姿勢、体制ということでございます。児童相談所の設置、あるいはそれを含む子どもの総合的なサポート体制はどうあるべきかというふうに問われているということでございます。

あと、学校給食費の無料化ということは、常々言っておられるところでございますが、学校給食法でこれは個人の負担ということの基本としている中で、ただ、過度な負担にならないように、これまで区のほうで若干補助をしているという状況です。ただ、完全に無料化するということは今考えておりません。

ただし、比較的小さな団体というか、町村では案外無料化しているところがあるんですね。これは人口回復の1つの契機にしようということで、そういう取り組みをしている自治体も、ないことはないです。それは、やっぱり町村という小さな自治体の中で、人がどんどん減っていくということからそういった取り組みをして、人口流出を防ぎ、あるいは流入を期待するというようなところはあるようです。ただ、全く無料化しているのは、23区の中ではまだないですね。

俣野委員 多分相当補助は出ているんですか。例えばいつも二百五十幾らかお支払いしていますけども、あれはどういう、例えばもっと多分かかっていると思うんですよね、人件費も入れて。その辺はどうなんですか。

坂田教育長 学務課長、どうぞ。

学務課長 給食費の運営に関するものは区で負担しておりまして、食材の部分についてが保護者負担という形です。ただ、食材についても、昨年度から1食10円とか15円というふうに補助していますので、若干の補助はしておることです。千代田区の場合、ちょっと食材が高いもので、それについて少し補助しているというのはありますけども、原則的には保護者負担の形でやっていただいています。

坂田教育長 それとですね、最後のページに参りまして、林議員のほうで、学校の教室のありようなんですけど、公共施設適正配置構想の中から生まれてきた学校、そして今日に至るまで教室のあり方がオープンだと、それはいかがなものかと、むしろ昔のように閉じるべきじゃないかという発想で考えたほうがいいのか、という方向での問いです。

今回の九段小学校は基本オープンにしながらも、必要に応じて閉められる

ようなつくりになっていますよね。そこをどう考えるかなんですけども。そういうものが今の到達点であれば、オープンにしているところは、全部そのようにしろとかという話にもなるので。

ただ、今後の教育活動というか、アクティブラーニングという試行をするとなれば、今の空間利用というのかな、それは必要になってくるでしょうし、今後の外から見える形で教師も教える中で、教師の教え方そのものが問われてくる。その教師の力量というものが人目につくわけですから、今後ますます磨かれていくべきものと思っています。

だから、閉じられた空間でいたいという気持ちも分からないわけではないんですが、子どもにとってどうなのかということからすると、オープンのほうがふさわしいんじゃないかというふうに思っています。これはなかなか教育的効果がどうかと言われると、即効性があるものじゃないんで、難しいところではあるかなと思っています。

あと、動物の飼育についてということで。ちょっと極端なんですけど、番町のほうで、アヒルでしたっけ。

俣野委員
坂田教育長

番町はアヒルですね。

その、アヒルを飼っているという状況が動物虐待につながるんじゃないかというような、そういう見方もあるのかということでございます。というふうに問われています。

雑駁ですが、そういう傾向の、今回の子ども部に関しての質問でございました。これから答弁も含めて調整して、最終的にまた見ていただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

はい、お願いします。

金丸委員

よろしいでしょうか。今度の九段小学校の場合には、オープンにもできるけども、扉も閉めることができるという状況になっていて。この質問との関係では、原則的にどう使うのかということをお話でも方針を決めておかないと、答弁と違うじゃないかという話になりかねないなという気がするんですね。

坂田教育長

そこは、原則的にはオープンで使うということにしていくべきだというふうに思うんですが、指導課長、いかがでしょう。

指導課長

オープン教室に関しましては、メリット、デメリットがあります。ただし、メリットの点を考えると、先ほど教育長のほうからもお話があったように、教員の指導力であるとか、学びの開放度であるとかという意味では、かなりの大きな効果が考えられます。

ただ、オープンであろうがなかろうが、与えられた環境の中でやるということになるんですけれども、どちらのほうがよりメリットがあるということについては現段階では完全に検証された状態ではないので、九段小学校が、今後どのように活用できるのかということをお話しながら、改めてその成果を問うていくということが必要なかなと思っています。

坂田教育長

はい。

金丸委員 もう1点なんですけれども。今、麴町小学校は、教室が足りなくて、さらに部屋をつくらなきゃいけないというような状況があるじゃないですか。他方、九段小学校のほうは、まだ余裕がある。要するに、まだ教室にしていな部分は何部屋かありますよね。そのときに、人の割り振りでこの問題を解決するという方向性というのは検討しなくていいんだろかという問題なんですけど、いかがでしょうか。

坂田教育長 ええ。まさにご指摘のとおりですね。

人の割り振りなんですけれども、九段小学校も、実は相当の勢いでふえてきていますので、余力はそれほどない状況です。麴町はご承知のとおりですし、番町が比較的空きがあるのかなという状況ですね。そういったときに、子どもをどう割り振りをするのかということを、もうちょっと真剣に考える必要があると思っています。

1つは、学区を変えろという話。我々の時代では、きのうまで一緒にいたのが、次の学期には、違う、隣の学校へ行っていたなんてケースも私の場合はあった。あるいは、指定校変更、本来の趣旨とは違うんでしょうけども、特段の理由をつけて隣に行ってもらいたいとかという、個人単位での調整がどうしても必要になってくるんだろかなと思っています。うちの中では、校庭にプレハブとか、隣の土地にというわけにもいかないんで、そういうことは考えざるを得ないかなというふうに思っていますね。

ただ、少子化で子どもはどんどん減ってきて、小学校、中学校の統廃合が今や一番大きな課題になっているのは都心以外の自治体ですよ。都市の、うちの区はどこでその流れに、トレンドの中に入ってくるのか。ここが読み切れないですね。都心だけはまだまだ集中するのか、あるいはどこかでとまってくるのか。これはもう、推測をするのは容易じゃないんですね。自然増、自然減ということでは都心はあんまりなくて、そのときの経済状況で、どんとふえ、また、が一んと減っていくというようなところもあるので、下手に施設を増やしちゃうと、これまた、昔のようになってしまうということもある。その難しさはあろうかと思いますが。その当座としては、空いている部屋のほうに行ってもらいたいような考えを整理しなきゃいかんかなと思っています。

侯野委員、どうぞ。

侯野委員 私の神田地区のほうから言うと、例えば和泉なんかは、一番上に1クラスというのもありますよね。その辺のやりくりというのは難しいんですか、同じ区内でも。

坂田教育長 そうですね。ここはどうなのでしょう。

これは、学務課長、どうでしょう。

学務課長 学校というのは歴史があると、地域の皆さんの思いがありまして、学区を変えろということは、区民の合意を得ないと難しいということがあります。いずれ子どもの数を見ながら、もし学校が増えないのであれば、そういった変更というの考えなきゃだめだと思います。まだ、神田地区は比較的

余裕があるところではあるんですけど、それでも今後はまだ増えていくと見込みが出ていますので、将来の見込みを立てないと、変更したけど、また変更ということになると、これは困りますので、きちっと見込みを立てながら、学区域の変更ということも検討していく必要があるのかなとは思っております。

坂田教育長 俣野委員。

俣野委員 あと、千代田区内におけるマンション建設が、今までは何か優遇措置があったらしいじゃないですか。要するに、居住用の建物を建てる場合は幾らか容積がサービスになるみたいな。その辺のところ結構千代田区内にマンションが増えているという、そういうことがあったかに聞いております。それが今や千代田区も6万人になってきたので、優遇措置をなくすようなことを、ちょっと漏れ聞いたことがあるんですが、その辺はどうなんですかね。

坂田教育長 別に優遇措置というのはないと思いますけれども、敷地が比較的大きなケースですと、建築基準法上の総合設計制度といって、要するに周りに空地を作れば、その分、容積というか、高さも規制を突破したり、容積の上乗せができるという東京都の制度があります。ですので、千代田区に限って優遇措置があるわけではありません。

ただ、それも今度はだんだん厳しく見直しを図っているやに聞いています。つまりそういう制度を使う場合には、一緒に子育て施設をつくりなさいですとか、そういう条件を付加していくということで、今、東京都は取り組んでいます。

ただ、いずれにしても、マンション建設ですよ、これがどの程度、今後どの地域で集中的に起こるかということは、確かに見定めていかないと、そのことで一遍にそのエリアの人が増え、あわせて子どもも増えていくと。十分見定めてというか、開発動向もにらみながらというところはあるかな。

俣野委員 保育所なんかに入れたい若いお母様方は千代田区に結構いらっしゃいますよね。昔は千代田区はやっぱ高かったけれども、それこそ神田地区とかあの辺のは大分家賃的にもおさまってきたので、そういう意味で、私どもの神田地区の周りには、若い世代のご夫妻というのが増えてきているように感じますね。

坂田教育長 そうですね。はい。そのとおりだと思います。

ほかにご意見はございますでしょうか。じゃあ、よろしいですか。

中川委員 さっきの文化財の話が出たので。教育委員会が文化財を管理していくとしたらば、例えば、今度お茶の水小学校が改築するに当たって、この間見せていただいたんですけども、昔のオルガンなど。

金丸委員 ピアノですね。

中川委員 あ、ピアノでしたっけ。

坂田教育長 ピアノ。文化財級ですか。

金丸委員 文化財級。

中川委員 芸大の先生が、欲しいと言うぐらいだから。

坂田教育長 ああ、そうなんですか。

中川委員 だから、そういうようなものが結構あるので、学校の中で、その処分をするかを考えていただくんじゃないかと、文化財としてきちんと保管するとか、そういうことも考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに思ったんですけど。

坂田教育長 はい。施設課長。

子ども施設課長 お茶の水小学校のピアノの件ですけども、すでに文化財の担当にも見てもらっています。今年度、7、8月に整理したかったんですが、文化財の学芸員の方に見てもらって、整理をして、必要なものといいますか、文化財的な価値のありそうなものに関しては、同窓会の方々と協議をして、保存する方法を一緒に考えていきたいと思いますというふうなことをやろうと思っていましたが、ただいま準備中です。来年の夏休みに引っ越しをしますので、それまでの間にそういった仕分けをやっていきたいというところです。

日比谷のほうの収蔵庫の件なんですけども、その場所がないというのが現実でございまして、持っていきたくんだけど持っていけないというふうなこともありますんで、その辺りは選別ということが必要になってくるのかなと思います。

それから、新しくできる学校で、そういった保存の価値といいますか、保存がちゃんと、温湿度管理なんかもできるような、そういったようなものの場所みたいなものも準備するという発想もあるんじゃないかという声は聞いています。文化財担当と一緒に準備をやっているところでございます。

坂田教育長 はい。どうも。ということで。

金丸委員 はい。金丸委員。

金丸委員 ピアノについては、足を直して、きちんと調律をして使えるものであれば、文化財としてどこかに保管するんじゃないかと、小学校で使えるようなことを考えるほうが合理的かなというふうに思うんですね。

あと、もう一つ、ピアノとは別に、鉱物の標本。あれ、すごい重いもので、非常に種類がそろっていて、多分小学校ではとても使い切れないぐらいのいいものなんだろうと思うんですね。そうだとすると、例えばそれを小学校所有でもいいんですけども、九段中等のほうに貸し出してあげるとか、そういうことも含めてご検討いただけるといいのかなというふうには思いました。

あと、もう一つ、3つ目が、古い学籍簿やなんかの書類がありますでしょう。私は、ほとんどはもう、廃棄していいと思っているんですね。データに取り込んでおいて廃棄していいんだと思うんですけど。例えば非常に保存の状態がいいものとか、もしくはとても有名な方が出たときのものだとかというものについて、数冊だけそういうものとして保存するというような方法もあるのではないかなというふうに感じました。

坂田教育長 どうもありがとうございます。

そうですね。文化財って、博物館に置ちゃうんじゃなくして、今に生かすというか、使う、使っていけるものは使っていく方がいいだろうなと思いますし、学籍簿云々は、まあ、どういう人が出たか私も承知していないんですけども、そういう取り扱いも、今後ちょっと協議をしていくということですよ、関係者の中でね。

鉢物もあるんですか。

中川委員
坂田教育長
子ども施設課長

すごいです。

ほかに何があるんですか。

それと、記念物品なんですけども、基本、学校長の管理になるということなんです。学校長の管理とはいっても、同窓会の方々の結局気持ちを聞いて、学校長が判断してというような形になっていくということがございまして。その、貸し出す云々という話になっちゃうと、まあ有効利用だから、その辺のことは大丈夫のかなと思うんですけども、お茶小の場合ですと、3つの学校が一緒になったという経緯もあったりしまして、どの同窓会のものなのかとか、その辺のことがあったりするという現実があるので、そういったことで、有効利用ということに関してとか、あとは、必要なものなのか、廃棄していいものなのかという判断だったり、学校長に判断を任せるとはいいながらも、なかなかそのままになっちゃっているというのが現実のところございまして、改築を機に、そういった同窓会なんかと話ができる場ができていますので、そういったことも一緒に、年度内にやっていきたいという方向で、3つの同窓会長と話しているという状況でございます。

坂田教育長

はい。そういうことでございますので、今後整理させていただきたいと思えます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

◎日程第2 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(10月5日号)掲載事項

坂田教育長

それでは、その他に入ります。

子ども総務課長から、予定表と広報掲載事項をお願いします。

子ども総務課長

それでは、まず、教育委員会行事予定表でございます。

本日25日以降、来月10月末日に至るまでの教育委員会の行事予定のほうを記載したものでございます。

なお、10月30日火曜日午後4時から、1階の区民ホールにおきまして、ウエストミンスターの生徒さん、交流の歓迎レセプションを予定されているものでございます。

続きまして、広報千代田10月5日号の掲載予定一覧でございます。

まず、10月28日にお茶の水小校庭で実施いたしますポニー乗馬会、青少年委員会の事業でございますが、これを初めといたしまして、児童・家庭支援センターの事業、文化振興課の各種事業、生涯学習・スポーツ課の各種事業、掲載の予定でございます。

ご報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ということで、近々の予定が出ておりますので、ひとつまた、よろしくどうぞ、お願い申し上げます。

直近は何でしょう。運動会ですか。

長崎委員

今度土曜日の交流会ですね。

坂田教育長

はい。これから、秋、シーズンですので、いろいろ呼ばれるところが多いと思いますが、よろしくどうぞお願い申し上げます。

ほかにございますでしょうか。

委員さんから、何か情報提供がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。